

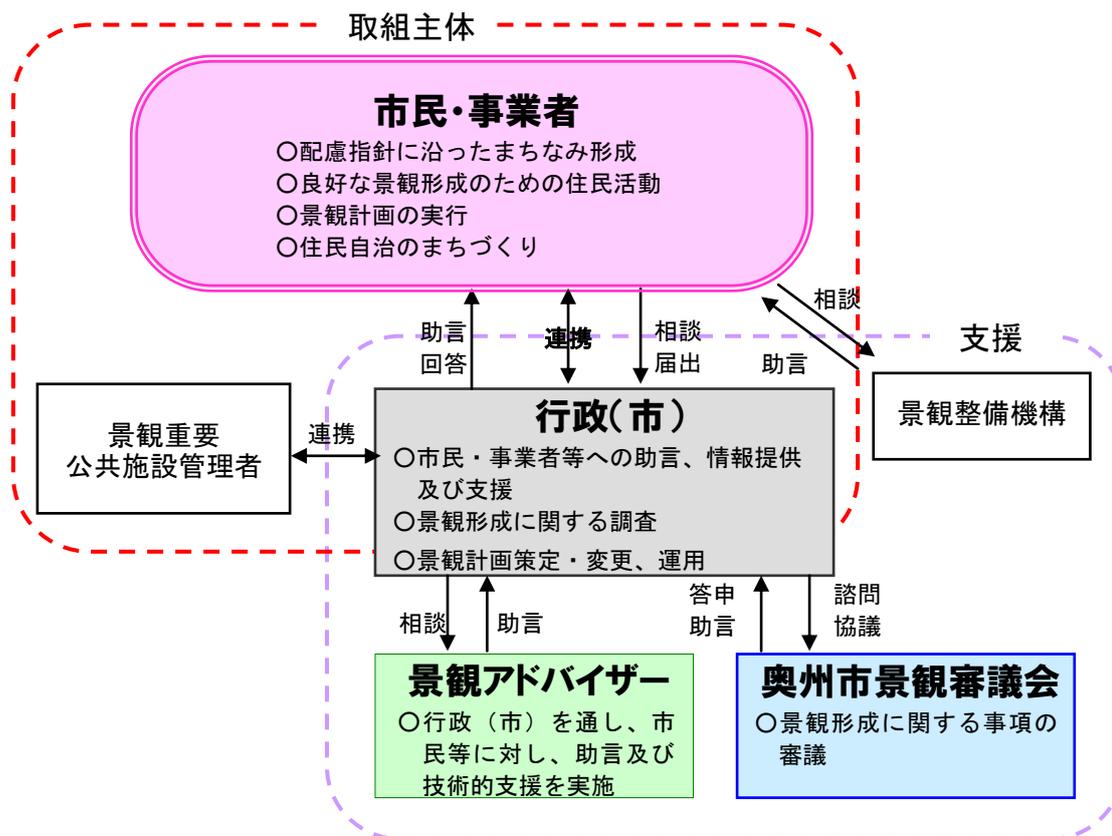
第5章 景観まちづくり推進方針

1 景観まちづくりの推進に向けた体制

本市の景観づくりを推進していく主役は市民です。しかし、良好な景観形成を図っていくためには、多くの時間や労力、費用を要します。このため、行政等の支援を受けながら、まずはできるところから良好な景観形成に向けた取組を行うことを基本とし、奥州市ならではの個性的な魅力ある景観づくりを推進していきます。

市民が中心となりながら、様々な立場の人々が手を携えて、組織として景観形成を図っていくことが重要であることから、以下に示す仕組みをつくり、市民、事業者、行政が景観づくりの意識を共有し、良好な景観形成を進めることとします。

図 景観まちづくりの体制



【各主体の役割】

主体	役割
市民事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観づくりのルール（景観形成基準等）に基づいて、良好な景観形成を推進する。 ・ 市内の清掃活動など、良好な景観形成のための住民活動に積極的に参加するよう努める。
奥州市景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画の策定や変更、運用に関して審議する。 ・ 勧告・命令等の審議を行う。 ・ 上記以外の法に基づく指定等を審議する。
景観アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観形成のために行う市民活動、景観整備事業等に対し助言、情報提供、技術提供等を行う。
行政（市）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画、景観条例の運用を行い、市民、民間事業者等へ指導・助言を行う。 ・ 必要に応じて景観形成に関する調査を行う。 ・ 景観計画の策定や変更を行う。 ・ 奥州市景観審議会に対し連絡調整及び審議会の運営支援等を行う。 ・ 景観アドバイザーに対する連絡調整等を行う。 ・ 市民等に対する情報提供を行う。
景観重要公共施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の景観特性に応じた施設整備を行うため、市と連携した計画立案を行う。
景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等の活動を援助するため、専門的知識、経験を活かし、市民等に対し、人材の派遣、情報の提供、助言などを行う。

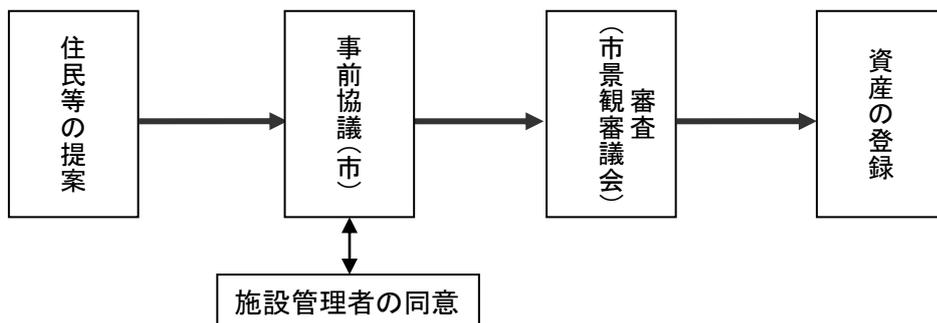
2 まちづくり資産の登録と維持管理

(1) まちづくり資産の登録

地域まちづくりのために重要な価値を有する場所、歴史的資産、景観、さらに、古くから受け継がれてきた伝統行事や祭りなどを「地域まちづくり資産」として登録し、案内板等の整備を行い、市民と連携した維持管理等を進めます。

「地域まちづくり資産」は、埋蔵文化財等の遺跡のほか、歴史伝承地及び自然景観として重要な眺望や樹林が挙げられます。また、地域の生活と密着して受け継がれてきた無形の歴史文化財としての伝統行事や祭りなど、未だ制度的に位置づけられていないものを対象とします。これらの地域まちづくり資産については、市民からの公募等により、拡充していくことも検討します。

【まちづくり資産登録の流れ】



(2) 維持管理

「地域まちづくり資産」は、多くの場合私有地にありますが、その価値は地域を特徴づけるものとして多くの人に共有されるべきものです。

基本的には、既存の住民活動組織を中心に、維持管理の体制を確立していくとともに、まちづくり団体等による維持管理や案内ガイド等の活動を促進します。

さらに、将来的には市民と行政が協働で進める、アダプトプログラム制度の導入等も検討します。

そして、維持管理方法等について、専門的な助言等が必要になった場合には、市は積極的な支援を実施します。また、地域の景観づくりをサポートする「景観整備機構」に指定されている組織や、県のまちづくりアドバイザー制度等により専門家の派遣を要請していきます。

3 景観協定等

奥州市では、これまで良好な住環境や景観を維持するために、いくつかの地区において、地区計画や建築協定等の指定を行い、成果を挙げてきました。

今後は、こうした成果やノウハウを活かし、良好な景観を有している地区については、景観協定（景観法第81条）、景観地区（景観法第61条）、準景観地区（景観法第74条）、地区計画（都市計画法第12条の4）等の指定を地域住民とともに検討します。

4 住民意識の醸成

市民の景観に対する意識の醸成を図るため、景観形成に関する様々な情報を市民に提供するとともに、市民懇談会、フォーラムやシンポジウム等を通し、景観形成の意義（役割・効果等）や、身近な生活の中の営みが景観形成の重要な要素であることが市民の共通意識として醸成されるよう働きかけを行います。

また、景観優良地区については、地区住民や事業者等からの要望や、景観形成への機運の高まり等がみられた場合には、住民懇談会やワークショップ等の開催を支援し、それぞれの地区の景観まちづくりの方向性等について住民主導で検討します。

5 景観形成の支援方策

良好な景観形成を支援するため、既存事業制度（まちづくりアドバイザー制度^{※1}）等の活用を図ります。

また、今後、既存の事業制度を踏まえて、景観まちづくりに対する新たな取組みを行っている地区や住民活動等に対して、本市の貴重な景観を保全・育成するために新たな支援策の導入を検討していきます。

※1 まちづくりアドバイザー制度：住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくりや景観づくり等を進める際に、県が派遣する「岩手県まちづくりアドバイザー」により専門的な助言を受けることができる制度。

6 住民等の意向に配慮した景観づくり

良好な景観形成を永く持続させていくため、住民等の意向に配慮しつつ、周辺景観と調和した景観形成を図り、住民等に愛される景観づくりを推進します。

(1) 衣川区内の橋梁（平泉文化遺産地区を除く）

衣川区内の衣川（北股川、南股川）は、地区を代表する景観のひとつであり、大小、数多くの橋梁が設置されています。これまでの橋梁整備においては、住民の意向が取り入れられてきた経緯もあり、地域住民に親しまれ、愛される景観のひとつでもあります。橋梁は、河川や道路と一体となって、景観を構成する要素であるため、周辺景観と調和を図るとともに、今後とも地域住民に愛される景観形成を図ります。

施設名	施設管理者	施設の現況	
衣川区内の橋梁 (平泉文化遺産地区を除く)	岩手県 奥州市		
		おおほら 大原橋	きりやま 霧山橋
			
		でんが 澱河橋	てんが 天河橋

7 計画の見直し

地域の景観に関する意識の醸成や、土地利用状況の推移、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

特に、景観形成重点地区の指定や追加、これらに伴う景観形成基準の改定等について見直しの必要性が出てきた場合には、市民や事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、奥州市景観審議会等への機関に諮り改定を行うものとします。